

ユーキャンの調剤事務お仕事マニュアル 第2版
法改正等に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「第2版 第1刷（2024年10月4日発行）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P.159	本文／1つ目の黄色枠内／4行目	●電子処方せんの受付ができること（2025年3月31日まで経過措置）	●電子処方せんを受け付け、当該電子処方せんにより調剤する体制を有するとともに、紙の処方せんを受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方せん管理サービスに登録すること	2025.4.11
P.159	本文／2つ目の黄色枠内／3行目	～いる場合に <u>7点</u> を加算する	～いる場合に <u>10点</u> を加算する	2025.4.11
P.159	本文／2つ目の黄色枠内／6行目	～いる場合に <u>6点</u> を加算する	～いる場合に <u>8点</u> を加算する	2025.4.11
P.159	本文／2つ目の黄色枠内／7～8行目	～いる場合に <u>4点</u> を加算する	～いる場合に <u>6点</u> を加算する	2025.4.11
P.177	本文／特定薬剤管理指導加算3	服薬指導を行う際に、特に重点的に丁寧な説明が必要となる場合に服薬管理指導料に <u>5点</u> を加算することができます。	服薬指導を行う際に、特に重点的に丁寧な説明が必要となる場合に服薬管理指導料に <u>所定点数</u> を加算することができます。	2025.4.11
P.177	本文／特定薬剤管理指導加算3／黄色枠内	以下に差し替え <u>以下の場合……5点</u> ・患者さん用のRMP資材のある医薬品が新たに処方された場合に、薬剤師が重点的な服薬指導が必要と認めた場合 ・患者さんがすでに服用している薬について、緊急安全性情報や安全性速報が新たに発出された場合に、安全性に係る情報を提供し指導を行った場合 <u>以下の場合……10点</u> ・選定療養（→ p.78）の対象となる薬について、一般名処方もしくは銘柄名処方されている場合に、先発品を選択しようとする患者さんに選定療養について説明を行った場合 ・医薬品の供給不足で前回調剤したものと同じ銘柄（メーカー）の薬を必要量確保できない場合に、銘柄が変更となる旨について説明を行った場合		2025.4.11

※次頁に続く

該当頁	該当箇所	変更前		変更後		変更日
P.241	表／調剤基本料／【調剤基本料の加算】／医療DX推進体制整備加算1～3の点数欄	以下に差し替え				2025.4.11
		医療 DX 推進体制 整備加算 1	○	・マイナ保険証の利用率について十分な実績を有していること ・患者の診療・薬剤情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること	10 点	
		医療 DX 推進体制 整備加算 2		・マイナ保険証の利用率について必要な実績を有していること ・患者の診療・薬剤情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること	8 点	
		医療 DX 推進体制 整備加算 3		・マイナ保険証の利用率について必要な実績を有していること	6 点	
P.244	表／服薬管理指導料／【服薬管理指導料の加算】／特定薬剤管理指導加算3／口の点数欄	以下に差し替え				2025.4.11
		特定薬剤管理指導加算 3	○	イ 安全性に関する情報提供を行った場合(当該品目に関して、初回処方時1回まで)	5 点	
				ロ 医薬品の選択等に関する説明を行った場合(当該品目に関して、初回処方時1回まで)	10 点	
P.245	表／かかりつけ薬剤師指導料／【かかりつけ薬剤師指導料の加算】／特定薬剤管理指導加算3／口の点数欄	以下に差し替え				2025.4.11
		特定薬剤管理指導加算 3	○	イ 安全性に関する情報提供を行った場合(当該品目に関して、初回処方時1回まで)	5 点	
				ロ 医薬品の選択等に関する説明を行った場合(当該品目に関して、初回処方時1回まで)	10 点	
P.252	付録03／1つ目の表／医療DV推進体制整備加算の行	7点／6点／4点（月1回まで）		10点／8点／6点（月1回まで）		2025.4.11